

## 学童保育施策の充実を求める要望書【各区からの意見書】

2022年10月12日

### 1. 学童保育を安定的かつ継続的に運営するために、以下のことを国へ働きかけてください

#### ① 運営費の基本額を増額すること

守山区

学童保育を安定的かつ継続的に運営するため、運営費の基本額を増額することを要望いたします。

現在、学童保育運営費は助成金と学童保育利用世帯からの保育料で賄われています。昨今の全国的な物価高、さらには電気代等の光熱費の高騰により学童保育の支出は増えていく一方です。支出の増加はそのまま保育料の増額に繋がり、学童保育利用世帯にさらなる負担を強いることとなります。また、学童保育利用世帯数（以下「世帯数」と称する）の少ない学童保育ほど負担増の影響は大きく、世帯数の多い学童保育との格差が開く形となります。守山区内の学童保育も世帯数に大きな差があるのも事実です。負担が大きいとすれば学童保育を敬遠する流れも生じ、さらなる世帯数の減少、世帯数減少に伴い保育料の増額と、負の連鎖にもなります。

学童保育運営において支出の大半を占めるのが人件費です。正規学童保育指導員、またパート、アルバイトと学童保育を支えていくには必要な人です。特に正規学童保育指導員の給与ですが他職種に比べても低いというのが現状です。大きな志を持って職務を全うしてくれていますが、給与が少ないというのは少なからずモチベーションにも影響を与えていると思います。給与増によるモチベーションの増加は保育の質の向上にも繋がるものと考えます。また、人材確保に苦労している学童保育もありますので、正規学童保育指導員の給与増、パート・アルバイトの時給増を実現すれば、人材確保という点でもプラスに働きます。給与増、時給増のために保育料を増額するのは学童保育利用世帯に負担をしいることになりますので、運営費の増額をお願いします。

既に多くの助成を頂いているのも事実ですが、今後まだまだ支出の増加の可能性があるので、運営費の基本額の増額をお願いいたします。

#### ② 平日の午前中に指導員を2人以上配置できるよう基本時間を1日8時間とすること

北区

[放課後児童クラブ運営指針] 第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容

運営指針にも「子どもへの育成支援には保護者との連携が欠かせないことや、日常的に小学校とも情報交換すること、地域の人々の理解と協力が得られるようにすること」が学童保育で働く学童保育指導員(放課後支援員及び補助員)には求められています。

[常勤職員配置等助成]を申請するときは上記のものと合わせ10項目となる従

事項目(要望・苦情への対応、児童館やその他公共施設の積極的活用、地域の保健医療機関等と連携など)も業務として求められています。

子どもについて学童保育指導員間で情報共有し、「いつもと様子が違う」ことに気がつけるだけの子ども一人ひとりへの理解と「寄り添い」がなければ学童保育は成り立ちません。

名古屋市の学童保育の大きな課題として保護者の運営負担が上げられています。この課題はここ数年着実に改善されてきていますが、「働く保護者の代わりに」と学童保育指導員が運営の補助的役割を果たしている部分はまだ多く存在しています。助成制度が拡充する中で市や区への申請業務も増えています。

現状は午後1時からの助成金の算定となっておりますが、名古屋市では午前中から出勤している学童保育指導員がいる学童保育が圧倒的に多いです。

小学校の先生達が子どもが帰ってからも仕事があるように、学童保育では午前中から学童保育指導員を配置しないと毎日の保育が回っていかないのです。

名古屋で働きながら子育てをする、小学生の子を持つ保護者が安心して子育てをし、子どもも安心して暮らしていけるように、学童保育が安定的に運営できるようにしてください。

### ③ 補助の算定基準を登録児童数とすること

#### 東区

東区の学童保育では、毎日の保育も運営についても、子どもの週の利用日数によって大きな差を生じさせてはいません。

学童保育施設として、子ども毎にロッカー、下駄箱、イス、食器类等登録児童に応じ必要な設備の確保が必要であり、また学童保育指導員についても登録児童全員の個々の特徴に応じ健全な育成を支援する保育体制が必要です。

仮に週3日学童保育を利用する家庭についても、土曜日を含めて毎日利用する家庭についても、保育料は同額に設定しています。

学校の授業がある平常時は小学校の部活動や習い事等で定期的にお休みする家庭も、長期休み等1日保育の時は朝から保育に参加しているのが常です。

毎日の保育を担当する学童保育指導員も利用日数によって生活指導内容に差を生じさせるわけもなく、むしろ出席数の少ない家庭への連絡や生活指導については、毎日来ている家庭以上に丁寧に取り組んでいます。

そのため、補助対象児童数の算出は、学童保育に在籍するすべての登録児童数を補助対象人数とすることを強く要望いたします。

また、昨今のコロナウィルス渦においては、小学校における学級閉鎖や近親者の感染等により保育参加できず、ひと月の間全休となる子どももいます。

学童保育を安定的に運営するため、年度単位で運営の予算計画を立て運営していますので、月毎での算定はせず年間通しての年度単位で登録児童数における算定についても配慮をお願いします。

【参考（東区の状況）】

- ・筒井葵学童保育  
在席登録児童数は25名で、助成金算定基準児童数は22名
- ・筒井葵第2学童保育  
在席登録児童数は23名で、助成金算定基準児童数は19名
- ・赤塚学童保育A  
在席登録児童数は21名で、助成金算定基準児童数は20名
- ・赤塚学童保育B  
在席登録児童数は20名で、助成金算定基準児童数は20名
- ・徳川学童保育  
在席登録児童数は31名で、助成金算定基準児童数は28名
- ・矢田学童保育  
在席登録児童数は35名で、助成金算定基準児童数は30名

④ 土曜日等の利用ニーズが少ない学童保育もあるため、年間開所日数が250日未滿の学童保育の補助制度について充実を図ること

昭和区

現状、学童保育への助成にあたり、年間開所日数の下限が設定されており、結果土曜日の開所が必須となっています。そのことが運営上、また学童保育指導員の雇用・労働上の困難を生んでいるため、改善をお願い致します。

名古屋市における学童保育への助成については、土曜日を開所することを前提として補助基準額が定められています。ニーズ調査を行い、利用希望が無い場合は、各学童保育の運営規定の記述に則り、閉所とすることも可能となっています。現状、全ての学童保育がそのルールを守り運営しています。

ただし、土曜日の保育は、平日の利用状況よりもかなり子どもが少ない状態です。例として昭和区における利用状況を挙げると、どの学童保育も土曜日の利用は10名以内です。日によっては1~2人ということもあります。レスパイトケアなど、仕事等の理由以外でも利用可能としている学童保育もありますが、それでも上記の人数の利用しかありません。

昭和区では利用ニーズが高く大規模化が進み、この20年間で7育成会中5育成会が分割を経験し、同一敷地内で支援の単位が複数ある学童保育がほとんどです。その状況下でも、土曜保育の利用人数は10名以下の場合がほとんどです。日によっては支援単位ごとに1名ずつの利用、計2名の利用でも4名の学童保育指導員を配置しています。

その中、利用希望が無く閉所の予定が急な利用を希望される方、逆に、急な利用希望の変更で欠席が相次ぎ、前日に閉所が決まることもあります。そのため、学童保育指導員は休みの確保もままならない状況があることをご承知おきください。

もちろんニーズがあれば、1名でも開所が必要ですし、リスク管理の観点から資格者を含め2名以上の学童保育指導員配置が必要であることは重々承知しています。しかし、平日の利用人数と土曜日の利用人数の隔たりを思うと、土曜日開所が必須で、支援の単位分けをしている場合、学童保育指導員4名配置が必須という制度設計に疑問があります。

ご存じの通り、学童保育指導員の仕事は肉体的にも精神的にも大変負荷がかかり、3年離職率が5割を超えるとの統計もあります。そのような状況下で、学童保

育指導員の急な退職があれば、残る学童保育指導員は平日・土曜日すべて出勤を余儀なくされるケースも散見され、各学童保育がリスクを背負って運営しているのです。

そのため、土曜日は開所する、という基本方針に立ちながらも、各学童保育の状況により、土曜日開所を柔軟に判断し、年間開所日数が減ったとしても対応が出来るような制度設計をしてください。それは、学童保育指導員の労働条件、福利厚生の上昇を生み、働き続けやすい職場へとつながります。その結果として子どもへと還元されます。よろしくお願いいたします。

#### ⑤ 学童保育指導員の処遇改善が進むように、関係する補助金をさらに拡充すること

熱田区

学童保育においては長年に渡って学童保育指導員不足の状況が続いており、複数の正規職員を配置できていない学童保育が多数を占めております。また、正規職員のみならずパート職員の確保にも非常に苦労している学童保育がほとんどです。子ども一人ひとりが安心して学童保育生活を送るためには学童保育指導員との信頼関係を築くことが不可欠ですが、学童保育指導員の配置が不足していると子ども一人ひとりとの相互理解が深まらず、このような信頼関係を築くことは困難です。子どもが学童保育指導員に信頼をおき、安心して生活できるような体制を確立すべく、各学童保育においては学童保育指導員の求人活動に尽力しておりますが、十分に確保できていると言える学童保育はほとんどありません。その原因としては、やはり学童保育指導員に対する処遇が未だ十分でないことが多くを占めていると考えております。

これまでもキャリアアップ処遇改善制度や昨年度実現いただいた放課後支援員等処遇改善臨時特例事業助成等、処遇改善は年々進んできており、学童保育指導員の確保やモチベーション維持に大いに役立てさせていただいておりますが、昨今の厳しい世情もあり、現実的には上述のとおり未だ十分とは言えない状況です。このような状況にご配慮いただき、引き続き学童保育指導員の処遇改善に関する補助金をさらに拡充することを国に対して強く働きかけていただく等のご支援を賜りたく、何卒よろしくお願いいたします。

#### ⑥ 事業実施期間中の土地代への補助を新設すること

千種区

現在、高見学童保育は、上下水道局の土地を借用しておりますが、有償のため、家賃補助と同様に、名古屋市から土地代の補助をお願い致します。

土地代（年額約130万円）については現状、全額保護者が担っており、入所児童数を40名とすると、1人あたり、年間約32,500円となり、非常に大きな負担となっております。名古屋市には、代わりに建物の建築費、そのリース代を負担していただいているとのことですが、そのリース代の金額は、月額2万1,000円（年間25.2万円）と、家賃補助に比べ極めて少額です。一般的に家賃とは、建物使用の対価であり、その土地の賃貸料は発生しないかまたは家賃に含まれていると考えます。高見学童保育の現状は、家賃と土地の賃貸料の双方がかかっていますが、

その家賃しか補助の対象になっていません。

名古屋市からの家賃補助については、2021年度から上限年額306万円（月額上限25.5万円）と大幅に拡充されましたが、その一方で土地代の補助はなしというのは、公平性に欠け、学童保育全体における一定の質の確保にも悪影響を及ぼすものと考えます。土地代についても家賃補助の一部と捉え補助していただきたく、強く要望致します。

土地代補助の新設対応への取り計らいがございましたら、保護者負担の軽減をはじめ、学童保育指導員の処遇改善のための給与補助、ならびに資質向上のための資格取得支援等、子どもがより安心して通うことのできる地域の学童保育として必要な用途に還元する所存です。

高見学童保育は、毎年土地代の補助を要望しており、昨年は「名古屋市における育成会の実態等を踏まえ、事業実施期間中の土地借料補助の実施については、国に対して機会をとらえ要望を行っているところです」との回答をいただきましたが、その後の進捗についてご説明願います。

もし、従前どおり土地代の補助が困難ということであれば、家賃補助の大幅拡充の一方でなぜ土地代の補助が困難なのか、また住宅環境など地域性が異なる各学童保育に生じる経済的格差を解消し、どのようにして公平性を保つのか整合性のあるご説明を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## ⑦ ひとり親家庭助成金の対象者を増やすために、ひとり親家庭への補助金を新設すること

天白区

「ひとり親家庭」については統計的に両親揃っている家庭に比べて世帯年収は低いとされています。

特に学童保育を利用する家庭は共働き家庭とひとり親家庭が大半を占めており、ひとり親家庭は共働き家庭と比べると平均年収は半分以下となっているのが現状です。

また昨今の円高や物価高の情勢から家計も苦しくなっており、ますます経済格差は広がるばかりです。

学童保育についてはひとり親家庭でも共働き家庭でも等しく利用して頂きたいと思っておりますが、経済的な理由により利用を諦めなくてはならないケースもあると聞きます。

また、学童保育を利用していてもキャンプなどのイベント等も経済的な理由により参加を見合わせるケースが散見されます。

学童保育は留守家庭児童育成の場であるので、ひとり親家庭にも気軽に利用してもらいたいですが、現状はハードルが高くなってしまっています。

また経済的な理由により留守家庭児童育成の選択肢を減らしてしまうのも問題があると考えます。

最近の報道を見ると子どもが狙われる犯罪も増えており、子どもだけで留守番させるのも大変危険です。

学童保育に入れない為に仕事時間を削減することは収入を減らすことにも繋がってしまい、ますます格差が広がってしまうのは本末転倒です。

子どもが保護者の経済的な理由により我慢させられることがあっては絶対にいけないと思います。

このような状況を打開するために少しでも多くの子ども、保護者の経済的な格差を是正出来るように、是非ともひとり親家庭助成金の対象者を増やして頂く方策を検討して頂きたいと思います。

以上、ご検討宜しくお願い申し上げます。

## 2. 「障がいのある子を受け入れ、安定した保育をする一環として、学童保育指導員の研修等の支援をさらに充実させてください」

### 南区

私の学童保育では、複数名の障がいを持つ子どもを受け入れていて、近年では学童保育も障がいを持つ子どもの受け皿となるようにと助成金も増えてきており、学童保育としても人員の確保に役立っている一方で、一言で障がいと言ってもそれぞれの特徴があり、個性があるなかでは、ひとりで対応するには困難な場面が多々あり、すべての学童保育指導員は子どもを個としてとらえながらも全体で見るという形で環境の整備や個々の子に対する対応方法を相談して保育を行っています。

その中で感じるのは、障がいに関する知識不足や認識のずれです。学童保育指導員の中には障がいについて学生時代に学んできた方も見えますが、実際に保育をするとすると知識だけでは対応しきれない場面や知識や学んだ経験のない方の中には障がいがあるから仕方がないというあきらめの対応をするしかない学童保育指導員もいるのが実情です。

知識を持つための研修機会を日程調整が困難なこともあり、多くの日程で設けて頂きたいと思う一方で、実際の保育現場での困難な場面の対応方法などについての早急に対応できる相談窓口を設けて頂きたいです。

## 3. 学童保育指導員が必要な時にPCR検査を受けられる仕組みをつくってください

### 西区

現在も引き続き新型コロナウイルス感染症の終息が見られない中、感染症対策を工夫し、なんとか子どものためにイベントを開催しようと努力しているところが現状です。キャンプなどのイベントは、子どもが協力し、たくさんのことを学ぶ良い機会でもあります。昨年よりもキャンプやバザーなどのイベントが開催できるようになり、少しずつもとに戻っていることはうれしく思っていますが、まだまだ学童保育内の子どもの感染者もでています。そのなかで、学童保育指導員は、食事の提供などの支援があり、複数の子どもと一緒にいるため、感染リスクが高いと考えます。

特にPCR検査を学童保育指導員に受けていただきたいタイミングは下記の2通りです。

- ① 学童保育指導員が濃厚接触者となった場合

② 学童保育内でクラスターが発生し、臨時休所となった等、複数の感染が見られた場合

学童保育では、常に学童保育指導員不足が課題のひとつとなっております。その中で、①の場合でも、PCR検査を受けることにより、出勤可能と判断されると、現場の負担が大きく改善されます。

無症状の可能性もあるため、PCR検査を学童保育指導員全員に行いたいところではありますが、やはり費用面の心配もでてきてしまいます。濃厚接触者の定義や保健所のアドバイスなどの判断基準はありますが、PCR検査を受けることで、学童保育指導員の安心安全が守られ、雇用や子どもの安全に繋がると考えております。これまでも多くの補助金にはとても助かっております。今後も保護者や学童保育指導員、感染症対策を徹底していくつもりでおりますので、継続的な助成をしていただきますようお願いいたします。

学童保育は子どもにとっても保護者にとっても必要な場所となり、新型コロナウイルス感染症を広げないためにも、学童保育指導員が必要な時にPCR検査を受けられる仕組みをつくっていただきますよう要望いたします。

## 瑞穂区

新型コロナウイルス感染症は未だ収束の目処が立たず、変わらず感染症対策に追われています。

学校や学童保育での感染者も定期的に報告され、様々な影響を受けております。今年度、感染症対策を講じた上での行事も考慮されましたが、万が一クラスターが起きたことを想定すると、一定数の反対意見で中止となった経緯もあります。

その中でも、学童保育指導員が陽性者、濃厚接触者となった際に、学童保育指導員数が足りずに、学童保育自体が閉所になってしまう事に関しては、保護者の理解はあるものの、やはり学童保育を利用する家庭には影響が大きく、出来れば避けたい事例となっております。

実際、第一・第二学童保育で従来では土曜日は合同で保育をしていた学童保育でも、別々の保育をし、感染のリスクや同時に濃厚接触者となる学童保育指導員が多くならないよう、努力をしています。

特に、現状では濃厚接触者とみなされた際でも、PCR検査の対象とはならず、一定期間の自宅待機となってしまい、その期間は休まざるをえない状況です。

一方、医療従事者は、濃厚接触者とみなされた際、毎日PCR検査を受けながら業務にあたっております。PCR検査で業務可能な人数を確保することが現場への影響も最低限となります。

学童保育指導員もリモート勤務などの対応が難しいエッセンシャルワーカーでありますし、学童保育に関わる多くの家庭が影響を受けますので、濃厚接触者となった際や必要時にPCR検査を受けられる仕組みをつくって頂けるようお願いしたいと思います。陰性確認をする事で、勤務可能の判断が出来、また学童保育指導員や保護者への安心に繋がると思います。

まだこの先も新型コロナウイルス対策をとっていく必要があるため、名古屋市

にご協力をお願いしたいと思います。

#### 4. 災害に備え、努力義務となっている3食分の食糧を備蓄できる方策を検討してください

中村区

東日本大震災発生以降も、地震災害や集中的な豪雨災害などの自然災害が全国各地で途切れることなく発生しています。また、南海トラフ巨大地震の発生確率が、今後30年間で70%~80%と切迫度を増しており、人的被害・建物被害など大きな被害が想定されています。豪雨災害についても本市南西部は国内最大のゼロメートル地帯に含まれており、津波や液状化の被害とともに洪水や高潮による浸水被害が懸念されます。

中村区内の学童保育はプレハブ若しくは借家で保育を実施しています。現状は各学童保育の自主的な取り組みで可能な範囲の食料の備蓄を行っていますが、努力義務となっている3食分の食料を備蓄するスペースを確保することが困難な状況です。今後の移転・建替の際には、備蓄スペースも込みで建築できるようにする旨や、既存の建物には備蓄食料を置いてもよいと条件を緩和し、監督官庁より備蓄品の配給を行うなど具体的な方策の検討を早急にお願いします。

また、過去の災害を教訓に備蓄食料だけではなく、ブルーシートや毛布、簡易トイレなど災害発生時の生活に必要な資器材の整備についても検討をお願いします。

#### 5. 補助金の支給について、学童保育の立て替え払いが少なくなる方策を講じてください

港区

平成28年度から、助成金の基本額が増額されると共に新規助成金が交付されるなど、一学童保育あたりの助成金額は以前と比べると大きく改善されています。このことにより、各学童保育・職員の処遇改善がはかられ、保護者負担を増やすことなく学童保育を維持することができるようになりました。

令和1年度末に新型コロナウイルス感染症が流行すると、学童保育は厚生労働省からの「原則開所要請」を受け、感染対策を行いながら運営をしてきました。これを機に、学校の休校に対応し開所を維持するための各種新規助成金が交付され、現在でも感染症対策のためにそれらの助成が継続され、各学童保育の実質的負担は軽減されていると考えています。

併せて、環境改善のための助成金も手厚く交付されるなど、学童保育が“子どもの生活する場”としてふさわしいものとなるよう、施設の見直しもされているものと感じています。

しかし、それら助成金のほとんどのものの交付は年度末となっていることから、その助成を活用することで学童保育の財政が一時的に赤字になるなど、運営困難に陥っているところもあります。職員の給料や光熱費、施設維持のための経費は毎月出支出され、遅延されるべきものではありません。常勤職員配置等助成や処遇改善等事業助成など、3か月ごとに支給されているものもありますが、キャリアアップ処遇改善事業助成や送迎支援事業、育成支援体制強化助成など、月ごとに支払いがあるにもかかわらず、名古屋市からは年度末一括交付となっている



ため、月額分のみでも年間200万円以上の立て替え払いが発生しております。

それに加え、新型コロナウイルス感染症対策にかかわる助成金や環境改善事業助成など、学童保育の運営のために利用したい助成金は年度末での交付になるため、年間100万円程度の立て替え払いが必要です。

従って、立て替え払いができる学童保育でないと、助成金を活用することができないケースもあります。さらには、交付より先に学童保育持ち出しでの支払が必要となる助成金においては、職員の給料を遅延させて申請するケースや、保護者が一部を個人で立て替え対応するケースもあるなど、助成金を活用するための資金繰りは切実な問題となっています。

この状況を改善するために、常勤職員配置助成などのように、月額払いがあるものについては、3か月ごとの交付をお願いします。これにより立て替え払い期間が短くなるだけでなく、年度末での一括申請による、区役所担当者の負担も軽減されると考えます。また、月に支給される助成金が増えることで財政基盤にゆとりができ、各種助成金を学童保育負担なく申請することができます。

このコロナ禍のなかで学童保育は、その必要性はますます大きくなっています。そんな学童保育が必要な役割を果たすためには学童保育指導員の安定雇用は必要不可欠であり、それは安定した財政基盤がなければ為し得ません。そのためにも、補助金の支給について、学童保育の立て替え払いが少なくなるような方策を講じてください。

## 緑区

緑区内にございます、あおぞら学童保育クラブの例を基に要望させていただきます。

私共、今年40周年を迎えるあおぞら学童保育クラブの中では令和3年度中に運営資金不足の状況（会社置き換えるなら、倒産にあたる状況）が発生しました。具体的には、300万円が一時的不足し、当学童保育の木造施設を運営する一般社団法人から借入れを行うことで事態を乗り切りましたが、運営委員会や保護者会内でも問題視する声が多く上がりました。

保育料と助成金制度の交付金が主な収入源であるため、当学童保育では制度を理解し最大限活用できるよう勉強会を開き、議論を重ねてきました。少額な助成金の立替運用であれば運営にさほど支障はありませんでしたが、新型コロナウイルスに関連する助成金や働き方改革一環として推進されている賃金上昇に伴う助成金、保護者運営の負担軽減にと保育以外の事例で幅広く活用できる助成金など、新設の助成金制度が多く制定されました。もちろんこれらの制度は、学童保育の運営上大変ありがたく安定的な運営には不可欠なものだと感じております。しかし、中には1支援単位で100万を超える助成金事業もあり、3つの支援単位を運営している当学童保育では立替額も巨額になってきました。本来安定的な運営のための制度のはずが、都度都度発生する立替費用がかさみ、元来最低限でまかなっている運営費では対応が困難となってしまいました。毎年予算計画は見直しておりましたが、コロナ禍ということもあり予定していた助成金交付の大幅な遅れがあり、そのタイミングではすでに申請済みのものを取り下げるという選択も出来ない状況が重なり、今回資金不足を招く事態となりました。

上記を踏まえ、今後学童保育側では以下の対策を考えています。

- ① 現役保護者の有志で一時的に運営費の補填を行い、その都度対処していく。

- ② 保育料の従来の月次集金だけでは無く、承諾家庭より一括で集金し、年度内の運営資金を蓄えておき安定的に運営できるようにする。
- ③ 民間金融機関に借入金を申し込む。
- ④ 木造施設を借りしている一般社団法人に借入金を申し込む。
- ⑤ 別問題として以前よりあげられている土地問題により発生しうる引っ越しのための資金とは別に助成金申請のため資金を準備しておく。

対策として、その都度補填するか運営資金を多めに準備するかという2択になると考えていますが、今後合同運営を進めていく中で、支援単位が増えていけばおのずと立替額も増額していくことは安易に想像できます。最低限の運営資金では、せっかくの助成金制度を必要な時に活用できない事態も発生しうると考えます。

この問題は、一学童保育の問題にとどまらず他の学童保育の運営上で起こりうる事態だと危惧しております。助成金建替用の運営資金留保の容認や助成金交付時期の最適化、立替払いの救済制度が早急に必要であり、強く要望致します。

## 6. 巡回アドバイザー配置の助成を「放課後児童クラブの質の向上」のためにも検討をしてください

名東区

平素より学童保育にご理解、ご支援をありがとうございます。

近年、共働き世帯が増えていることもあり、学童保育の需要は年々高まっております。平成27年度の子ども・子育て支援制度の施行に伴い、留守家庭児童育成会に対する助成金が拡充され、それに伴い運営に係る事務も増大しています。現在多くの学童保育では、学童保育指導員の雇用、諸手当、労務管理や会計などから学童保育の規約作成に至るまで、運営事務を保護者である保護者会役員等が担っており、運営に係る保護者への負担が大きくなっています。保護者の仕事と子育ての両立を支援するためにも、こうした負担を軽減するための仕組みづくりが必要であると考えます。

また学童保育の利用世帯の増加により、待機児童が生じている地域があり、受け入れ人数の拡大を図る必要があります。一方、土地や建物の問題などで学童保育の移転を余儀なくされ、土地や物件探し、施行業者への依頼等、保護者自ら探さないといけないこともあり、学童保育の運営が危ぶまれることもあります。

さらに近年子どもの精神的な配慮が必要になることが増え、学童保育指導員の研修などでも取り上げられることが増えています。子どもの心の健康を守るためにも専門的なアドバイザーの配置、また障害児を受け入れている現場に関しては、経験豊かで専門知識の有するアドバイザーの配置が重要になってくるかと思えます。

このように労務管理や資金管理等の運営を保護者が果たす責任も大きくなっており、専門知識がないにも関わらず運営に関わり業務を行う必要があります。また安定的な運営や子どもや学童保育指導員、保護者との関わり方など学童保育をよりよい環境にするためにも、専門知

識を持っている方からの助言があると非常に助かります。

このような現状を踏まえ専門知識を有する巡回アドバイザーの配置の助成金を検討して 頂きたく思います。どうぞよろしくお願い致します。

7. 法人化については、営利法人を除き、合同運営にともなう場合をはじめ、モデル事業から開始するなど、慎重に段階的に、財政的支援等も合わせて制度化を検討してください。

中川区

学童保育の運営者は入れ替わることが多く、保護者が担っているところがほとんどだと思います。毎年替わることも珍しくなく、そんな中で年度当初の助成金申請の書類等は期日も4月7日までに提出をしなければならないものがほとんどなので、本当に大変です。運営者を決める際も負担が大きいということで、なかなか決まらないというのが、現状ではないでしょうか。

学童保育に子どもを預ける以上、協力をするには必要だと思いますが、実際には働きながら、家庭のこともやりながら、運営に時間をさいていくことは容易ではありません。夜の会議も増え、子どもと過ごす時間さえも減ってしまいます。

法人化の話が出されるようになり、「法人運営になったら、保護者の負担は減るかな」「今までやってきた行事などは継続して出来るのかな」「学童保育指導員の雇用は大丈夫？」など、様々な期待や不安がありますが、やはり一番は保護者の負担が減るかどうかではないでしょうか。こればかりはやってみないと分からないところではありますが、安定した学童保育運営を行っていくために、是非制度化を検討してください。

現在、すでに法人が学童保育の運営に関わっているところもあります。実績のある学童保育から話を聞く機会をつくっていただいたり、またモデル事業から開始するなど、早急に進めるのではなく、安心して法人化に向けて動いていけるように、段階的に進めていただきますようお願いいたします。合わせて、財政的支援等も必要になりますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

8. 法人化など市の今後の放課後施策が大きな転換点を迎えるにあたり、子ども青少年局放課後事業推進室に学童保育施策担当の人員を強化してください

名古屋市学童保育連絡協議会役員会

名古屋市の学童保育は市の補助事業という位置付けから、多くの学童保育で子どもを預けている保護者が運営に関わり、仕事と家事・育児の合間に運営の作業をしているという実態が続いています。

条例施行前の2015年と比べても学童保育への補助金額が2倍近く増額され、昨年度より育成会運営に係る補助金等も増えるなど、公からのサポートが手厚くなっている一方、コロナ禍による関わりの希薄さ、引き継ぎの不十分さから、一歩間違えれば条例違反になってしまうような「資格者等による職員配

置」「助成金の管理」について、各区から悲鳴があがっているのも事実です。私の勤める学童保育所は3つの支援の単位が同一敷地内にあり、指導員は短期の非常勤も併せると約30名、今年度の補正予算は合計で約7,000万円弱となっています。1つの地域でここまで大きな事業所を運営することに対しての不安から、今後「任意団体」から「法人化」へ切り替えるなどを模索しており、より安定的で社会的に信用のある団体に成長することを検討しております。ただしこのような新たなチャレンジをするときには市の担当課のみなさんのご協力が必要になります。

本日までも担当課の皆様には厚い協力をいただいておりますが、現在はコロナ禍ということもあり、本来の業務だけではなく、各育成会のコロナ陽性者への対応やコロナによる閉所等の確認も含めて多様化・多忙化が私たちにも伝わってきています。私の勤務するあおぞら学童保育クラブだけでもこの一年間でお世話になることが大変多くありました。コロナ対応のルールの変化に伴って日をまたぐギリギリの対応をしていただいたこと、検査キット不足からあおぞら学童保育クラブに関わる多くの子どもが急遽コロナへの対応変更で登校自粛の待機になったこと、設置促進事業や実地指導のやりとり、支援の単位の分割や育成会の統合のやりとり、処遇改善特例事業でのやりとりなど、区の担当課単位では回答が出ずに、市の担当課のみなさまに相談することも多くあり、申し訳ないと思う反面、市担当課内での協議結果待ちになることもありました。そのような実態の中で、この多忙な現状の中で新たな方向性である「法人化」に進むことに対して、協力していただくにしても我々としてはあまりにも酷だと感じていますし、質問することさえも申し訳ない気持ちもあります。現に緑区の担当課は今年度増員され、昨年度に比べて随分とスムーズになったり、相談しやすくなったりと良い結果につながっております。

以上のことから現状よりも一歩進み、変化に迅速に対応でき、安定的な放課後施策を推進するにあたっては、担当課の人員増加が必須であると感じます。前向きなご検討をよろしくお願いいたします。